

## その他制度について

### 1 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金

後見制度支援信託とは、本人財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭について、信託銀行等に信託する仕組みのことです。また、後見制度支援預貯金とは、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託することに代えて、銀行等の金融機関（信用金庫、信用組合やJAバンクを含む。）に預け入れる仕組みのことです。

後見制度支援信託や後見制度支援預貯金を利用すると、信託した財産や預け入れた財産を払い戻したり、信託契約や支援預貯金口座を解約したりするには、あらかじめ裁判所が発行する指示書が必要になります。

この制度を利用することにより、後見人等は日常的に必要な金銭を管理することになり、財産管理の負担が軽減されるとともに、家庭裁判所への報告も容易になるメリットがあります。



### 2 遺言公正証書

「遺言公正証書」とは、遺言を公正証書にしたもののことをいいます。また、公正証書にした遺言のことを「公正証書遺言」といいます。公正証書とは、私人（個人又は会社その他の法人）からの囑託により、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことです。公証人とは、法務大臣に任命された公正証書の作成人で、多くの場合、元裁判官や元検察官が公証人を務めています。公証役場は全国に300か所近くあり、一つの県に複数設置されています。遺言には数種類の方式がありますが、主に利用されているのは、自筆証書遺言（遺言者が自分で作成する遺言）と公正証書遺言です。

自筆証書遺言の場合は、法律に定められた方式に従っていないため無効となったり、遺言内容が自分に不利であるとみた相続人によって破棄、隠匿される

等の危険があるほか、家庭裁判所の検認という手続きが必要とされます。これに対して、公正証書による遺言は、公平かつ中立な第三者である公証人が法定の方式に従って作成するものであり、以上のような心配や危険性はなく、自筆証書による遺言よりもはるかに安全・確実であり、家庭裁判所の検認の手続きも不要です。



### **3 自筆証書遺言書保管制度**

自筆証書遺言書保管制度とは、自筆証書遺言書を作成した本人が法務局（本局・支局等）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると遺言者だけでなく相続人や受遺者（遺言によって遺言者の財産を譲り受ける相続人以外の者）等にもメリットがあります。

#### ・遺言者のメリット

①紛失・亡失を防ぎます。②遺言者の死亡後、遺言書が発見されない事態を防ぎます。③他人に遺言書を見られることはありません。④他人に破棄・改ざんや隠匿されることを防ぎます。⑤相続人や受遺者等の手続きが楽になります。

#### ・相続人・受遺者等のメリット

遺言者の死亡後、家庭裁判所での検認手続は不要のため、速やかに相続手続ができます。

制度を利用するには一定の条件がありますので、最寄りの法務局にお問い合わせください。

大阪法務局 東大阪支局

〒577-8555 東大阪市高井田元町2丁目8番10号

東大阪法務合同庁舎 電話：06-6782-5413



## **4 見守り契約**

見守り契約とは、任意後見が始まるまでの間に、支援する人が定期的に本人と連絡を取り、併せて、本人の自宅を訪問して本人の健康状態や生活状況を確認することにより、任意後見をスタートさせる時期を判断するための契約です。



## **5 財産管理委任契約**

財産管理委任契約とは、自分の財産の管理やその他の生活上の事務の全部または一部について、代理権を与える人を選んで具体的な管理内容を決めて委任するものです。成年後見制度とは異なり、判断能力の有無にかかわらず活用することができます。任意代理契約とも呼ばれ、民法上の委任契約の規定に基づきます。財産管理委任契約は、当事者間の合意のみで効力が生じ、内容も自由に定めることができます。

